

令和7年9月吉日

地域創生科学研究科 10月入学予定者 各位
(陽東キャンパスを主に利用する方)

学務部陽東学務課

陽東地区自動車入構許可証交付申請について (通知)

地域創生科学研究科10月入学者向けの陽東地区自動車入構許可証交付申請受付を、令和7年9月1日(月)～9月12日(金)の間で実施します。

主に陽東キャンパスへ入構する者のうち、自動車による通学を希望する者で「宇都宮大学陽東地区学生用自動車入構許可証審査基準」を満たしている場合は、同封の「【後期】陽東地区自動車入構許可申請要領」等を確認の上、WEBにて申請手続きを行ってください。

*駐 車 料 金	5,000円 (パスカード代を含む) <u>(※規定により4月入学者と同額です)</u>
*申請受付期間	令和7年9月1日(月)～令和7年9月12日(金)
*申請方法	WEB申請(詳細は「陽東地区自動車入構許可申請要領」参照)
*許可証有効期間	<u>令和7年10月1日～令和8年5月31日(8か月)</u>
*審査結果	学生向けポータルサイト「教務ポータル」内の掲示板(入学後に閲覧可)にて通知します。

*留意点等

- ・自動車入構許可証が不要な者(公共交通機関や自転車による通学が可能な者)は、申請の必要はありません。
- ・審査結果が許可となった場合でも、令和8年6月以降に入構を希望する者は、令和8年4月(予定)に再度申請が必要です。(申請時期は「教務ポータル」で周知します)
- ・不明な点等がある場合は、学務部陽東学務課宛に問い合わせてください。

【担当】宇都宮大学 学務部陽東学務課

TEL : 028-689-6013

E-mail : gkm-gs@a.utsunomiya-u.ac.jp

【後期】陽東地区自動車入構許可申請要領

陽東地区学生で陽東地区への自動車入構許可を希望する者は、本申請要領を十分確認し、9月12日（金）までに手続きを行ってください。期限を過ぎての申請は認められません。

【申請手続】

①申請にあたっては、宇都宮大学構内車両入構許可要項（大学公式ホームページに掲載 https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/frame/frame110000909.htm）及び別紙「宇都宮大学陽東地区自動車入構許可証審査について」を必ず確認してください。

②以下 URL から「自動車入構許可申請（陽東地区学生用）」を開き、設問に対する回答を入力してください。申請内容に誤りがあった場合、不許可（交付後の場合には取消）となる場合がありますので、「送信」ボタンを押す前に、入力情報に誤りがないか必ず確認をしてください。入力情報確認後は必ず「送信」ボタンをクリックしてください。

③送信後は、「回答を保存する」ボタンをクリックして、回答控えとして保管してください。また、送信が完了した旨のメッセージを必ず確認してください。表示されていない場合には、データの送信が行われていない可能性があります。

自動車入構許可申請 URL（陽東地区学生用）

<https://forms.office.com/r/v5hgbRTakL>



※万が一、送信後に誤りに気が付いた場合は、学務部陽東学務課（TEL028-689-6013）まで速やかに連絡してください。

宇都宮大学陽東地区自動車入構許可証審査について

「宇都宮大学陽東地区学生用自動車入構許可証審査基準」に基づき審査します。

以下の【注意事項】及び（１）～（３）をよく読んだ上で、所定の申請フォームで入力してください。

なお、申請フォーム入力の際には、運転免許証の画像添付もお願いします（申請時に免許取得がまだの方は、代わりに学生証を添付ください）。

【注意事項】

1. 本学構内は、歩行者優先であり、安全運転に心がけ 20 km/h 以下で走行すること。
2. 駐車場以外の駐車は禁止する。
3. 自動車が入構する場合は、「パスカード」、「ステッカー」の 2 点が必要であり、いずれが欠けても違反者となるので注意すること。なお、ステッカーについては、必ずルームミラーの裏側に貼付すること。
4. 上記 3. の 2 点については、いずれも譲渡、または貸与することはできない。
5. 許可は、申請した自動車に限り有効である。許可されて後に車両を変更する必要がある際は、陽東学務課に申し出て「登録車両変更届出書」を提出すること。
6. 峰地区への入構を許可された者以外は、峰地区への入構はできない。
7. 違反等により本学が返納を求めたとき又は許可の必要がなくなったときは直ちに陽東学務課に上記 3. の 2 点を返納すること。
8. 本申請に関する許可は、駐車場の確保を保障するものではない。
9. 本学構内で事故等が発生した場合は、正門案内所(守衛所)に連絡すること。なお、事故等に関して大学は一切責任を負わないものとする。

（１）申請要件などについて 「宇都宮大学陽東地区学生用自動車入構許可証審査基準」抜粋

第 1 条 （省略）

（自動車入構許可の基準）

第 2 条 陽東地区への車両による学生の入構について、申請者が次に掲げる基準を全て満たす場合は、これを許可するものとする。

- (1) 住居（住民票の有無にかかわらず、日常的に通学する拠点となる住居をいう。以下同じ。）から陽東キャンパス正門までの徒歩による最短距離が、学部生にあつては 2 キロメートル、大学院生にあつては 1 キロメートル以上であること。
- (2) 住居から陽東キャンパス正門までの自動車による最短距離が 50 キロメートル以下であること。
- (3) 許可の対象となる自動車（以下「対象自動車」という。）を運転することができる運転免許を所持すること。
- (4) 対象自動車は対人賠償及び対物賠償の自動車責任賠償保険（いわゆる任意保険）に加入し、かつ、当該保険は申請者である学生が運転時に保障の対象となっていること。

（自動車入構許可基準の特例）

第3条 申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 社会人大学院生及び社会人研究生のうち、職務等の都合により自動車での入構を必要とし、かつ指導教員の承認がある者にあつては、前項第1号及び第2号は適用しない。
- (2) 安全上及び身体上の理由による申請で指導教員の承認がある者にあつては、前項第1号及び第2号は適用しない。
- (3) 研究上の理由による申請で指導教員の承認がある者にあつては、前項第1号及び第2号は適用しない。ただし、臨時構内入構手続きで対応可能な場合は許可しない。
- (4) 前項第2号の距離が50キロメートルを超える場合であつて、道路交通状況が良好で通学時間が一定以内に収まると認められる者にあつては、同号を満たすものとみなす。

第4条～第6条 （省略）

（2）パスカードについて

入構が許可された場合は、大学の指定する期日・場所において、駐車料金と引き替えにパスカード・ステッカーを受け取って下さい。

また、受け取りの際には、学生証と運転免許証を持参下さい。

・駐車料金：年額5,000円／台（パスカード代を含む）

（使用月数が6か月未満の場合、駐車料金3,000円／台（パスカード代込み）となります。）

・パスカード有効期間：令和8年5月31日

※大学が指定する期間にやむを得ない事由で受け取りができない場合は、必ず陽東学務課に連絡をしてください。連絡がない場合は、キャンセルとみなします。

※身体の障害等により自動車での入構が必要な場合は、申請書と一緒に障害者手帳の写しや医師の診断書の写しを提出することで、1,000円で発行することが可能です。

※休学等によりパスカードが不要になった場合、パスカードの有効期間に6ヶ月以上の未経過期間がある場合は2,000円の返金を受けることが可能です（対象はパスカードを5,000円で購入した方のみ）。

（3）峰地区への入構を許可された学生に対する注意

基本的な注意事項は陽東地区と同じです。

人の乗降、荷物の上げ下ろし等、やむを得ない場合の停車は認めますが、終了後速やかに「学生等駐車場」へ駐車するようにしてください。

グラウンド、緑地、体育館前、路上への駐車などの違反、パスカードを借りての不正入構などは、確認次第、処分します。

なお、自動二輪車・原動機付自転車が入構した場合は、「専用駐輪場」に止め、構内を走り回らないようにしてください。